

仙台市発注工事の現場代理人の兼務について、範囲を拡大する運用を実施します。

平成24年5月
仙台市契約課
技術管理室

近接した工事同士の主任技術者の兼務運用開始に伴い、現場代理人の兼務の範囲を拡大する運用を実施します。

対象となる工事

次の条件をすべて満たす**2件までの工事**

- 1 施工条件明示書等に兼務可能の条件が付されていること
- 2 本市(**企業局を含む**)発注の工事請負契約であること
- 3 請負代金額が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)未満の工事同士の組み合わせであること(他の工事との兼務が認められた主任技術者と兼ねている場合は**金額の制限なし**)
- 4 兼務している期間中は、必ずいずれかの現場に従事できること
上記1,2,4を満たし、**総契約金額**が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)未満の場合は、**3件まで兼務可能**

実施時期

平成24年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から実施します。なお、兼務させる一方の工事がこれよりも前のものについても、工事監督課の承認を得ることにより対応します。

手続きについて

各工事監督課あてに「現場代理人兼務届出書」を提出してください。
この運用開始に伴い、兼務承認の運用は廃止となります。

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125
都市整備局技術管理室 電話 022-214-8290